職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料２－３
令和８年11月10日	

林業の雇用保険について

令和８年11月

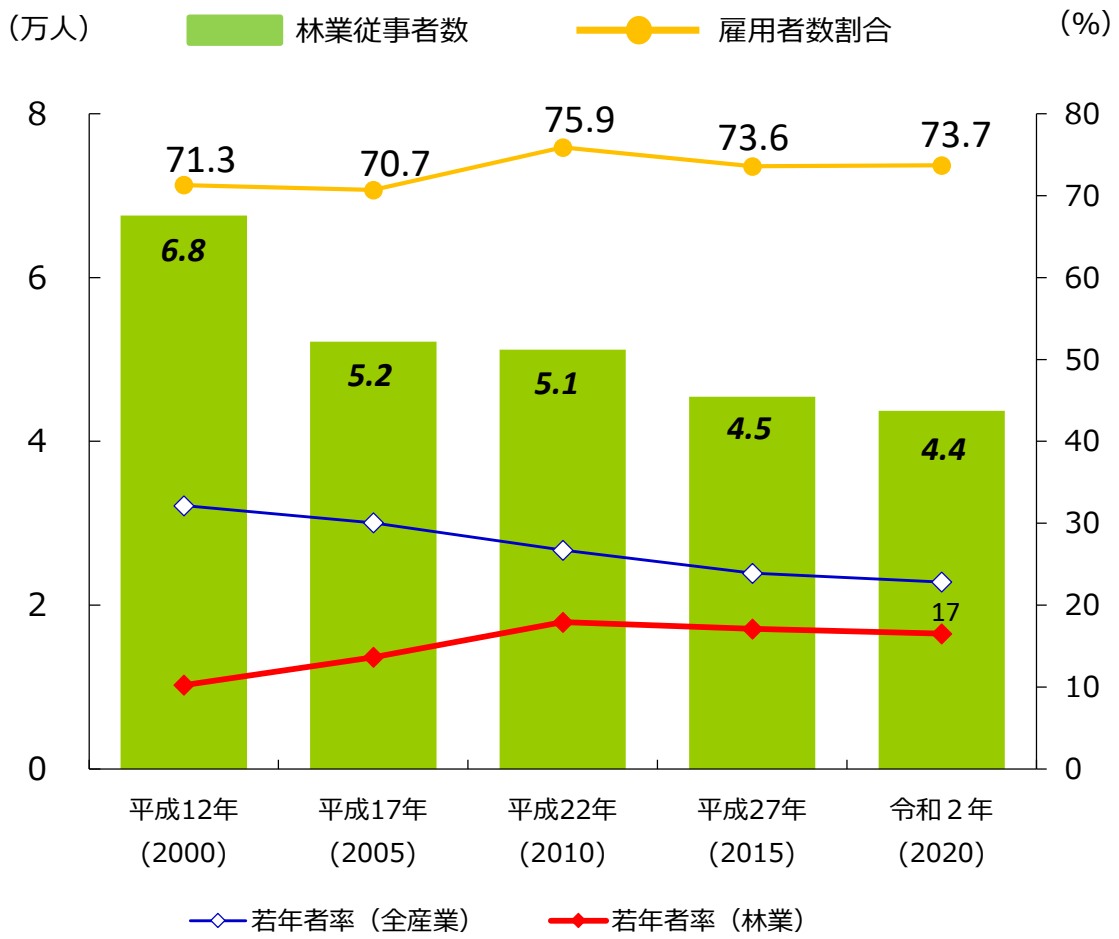
林野庁

林政部経営課

林業従事者の現状

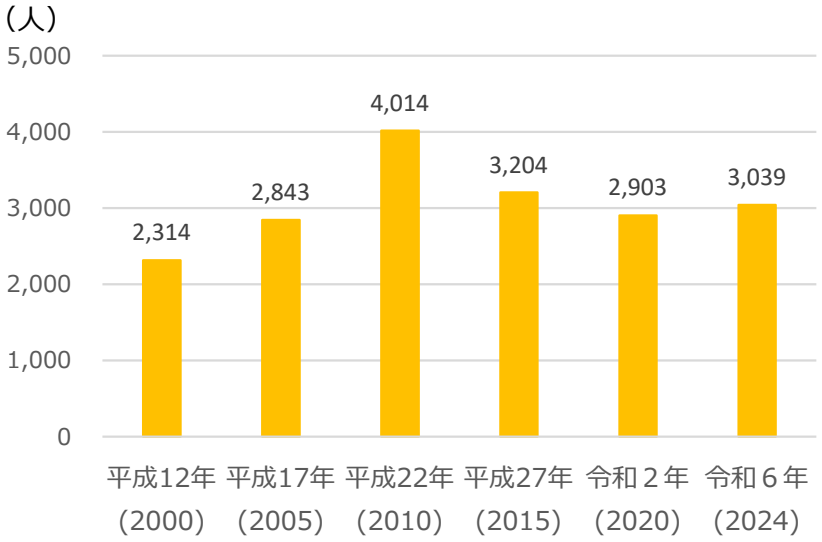
○ 林業従事者は長期的には減少傾向にあるが、2015年から2020年にかけては横ばいに転じ、4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、林業では横ばい。
○ 林業従事者の多くは、森林組合や民間の林業経営体に雇用されており、**雇用者数割合は7割以上で推移**。
○ 令和６年度の新規就業者数は3,039人であり、年齢階層別にみると、30代以下が全体の約６割を占めている。

■林業従事者数、雇用者数割合等の推移



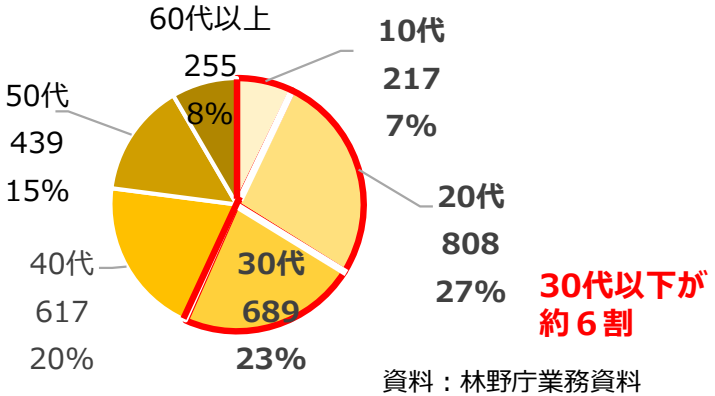
資料：総務省「国勢調査」
注：若年者率とは、総数に占める35歳未満の割合

■新規就業者数の推移



資料：林野庁業務資料

■新規就業者の内訳（令和６年度、年齢階層別）

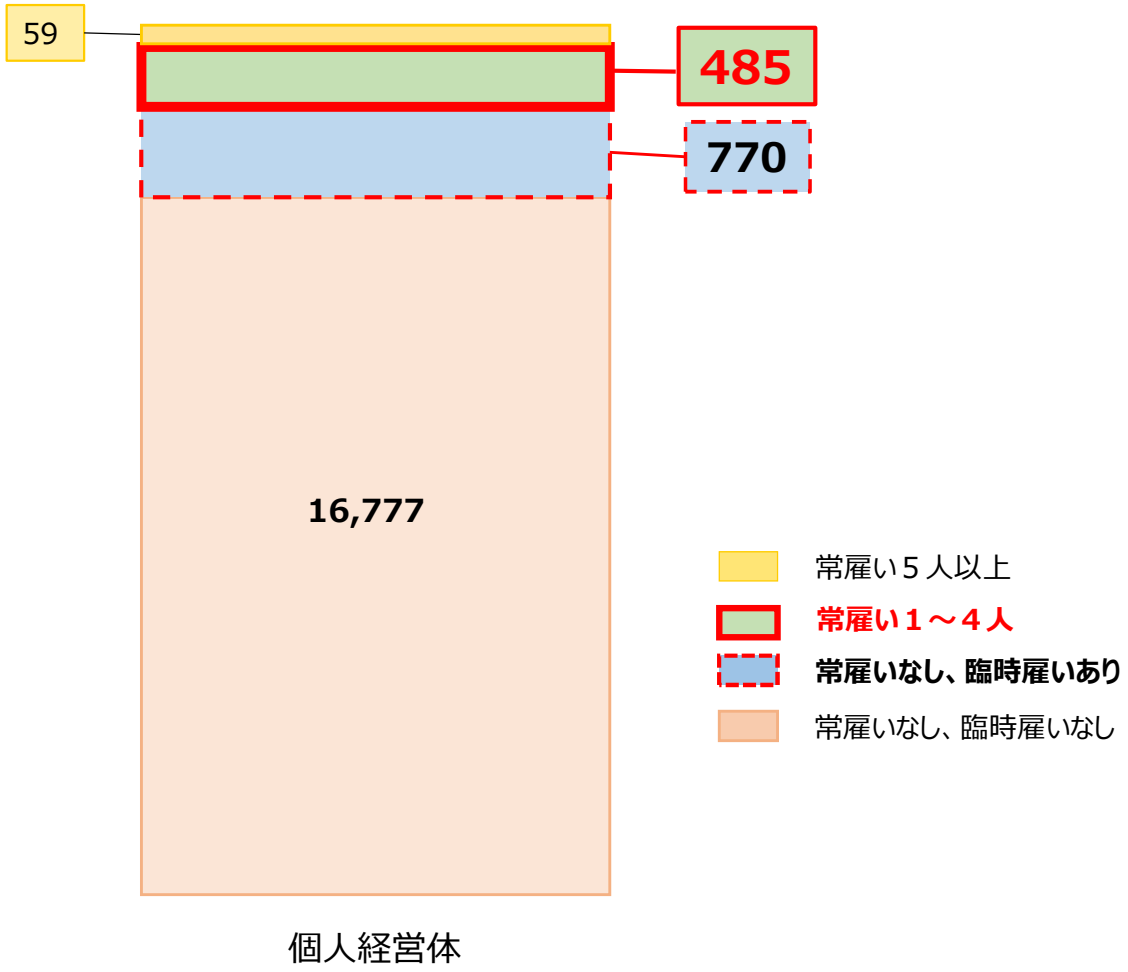


資料：林野庁業務資料

林業における雇用保険の現状

○ 農林水産業では、「**個人経営で常時５人未満**の労働者を使用する」場合、**雇用保険への加入は任意**（暫定任意適用事業）。
○ **労働時間等により適用除外となる労働者もいる**が、**常雇い１～４人の個人経営体数は485**。
○ また、**常雇いなし、臨時雇いありの個人経営体**も対象となり得るが、当該経営体は**770**。

■常雇い、臨時雇いの人数階層別林業経営体数



■雇用保険の適用事業

雇用保険は、労働者が雇用される事業を原則全て適用事業としているが、農林水産業のうち、個人経営で常時５人未満を雇用する事業を暫定任意適用事業としている。

雇用保険の適用除外（雇用保険法第６条）

① １週間の所定労働時間が20時間未満である者
② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
③ 季節的に雇用される者であって、４月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
④ 日雇労働者（※）であって、適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
⑥ 昼間学生

※ 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

資料：2025年農林業センサス
※常雇い：あらかじめ、年間７か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業（林業）経営のために雇った人をいう。
※臨時雇い：日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいう。手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

林業における雇用保険加入の意義と課題

○　雇用保険への加入により、教育訓練給付や育児休業給付等の受給が可能となり、**他産業並みに福利厚生が充実し、労働者の処遇が改善することで、人材確保・定着に繋がる**ことが期待される。

○　保険料と事務手続きの新たな負担が増えることとメリットについて、**十分な周知を図り、制度に対する理解を得る必要**。

＜雇用保険加入による主な効果＞

事業主	・育児休業給付等のセーフティネットが充実することで、人材確保・定着に繋がる ・教育訓練による従業員のスキル習得により、組織全体の経営力向上が見込まれる
労働者	・育児休業給付等が受給可能となり、将来を見越して安心して働くことができる ・教育訓練給付により将来設計に沿ったスキルを習得できる

＜雇用保険加入促進に当たっての課題＞

○　事業主にとっては、新たな事務手続きが発生するとともに、事業主・労働者の双方にとって、保険料負担が発生することから、**雇用保険制度の内容について丁寧に説明し、理解を得ることが必要**。

雇用保険料の負担について（試算）

＜**計算方法**＞

当該年度に全ての労働者に支払う賃金総額×雇用保険料率

（例）労働者１名を雇用し、年間の賃金総額が300万円
（毎月20万×12か月、賞与30万×２回）の場合

➡雇用主：**約３万円/年**、従業員：**約２万円/年**

	賃金総額	×	雇用保険料率	
【雇用主】	3,000,000円	×	9.5/1000	⇒ ＋28,500円
【従業員】	3,000,000円	×	6/1000	⇒ ＋18,000円

※労働者数と賃金総額により変動があり得ることに留意